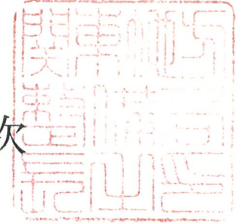


〒103-0001
東京都中央区
日本橋小伝馬町5-15
大亜ソイル（株）

令和 2年 9月 4日

豊島 徹 殿

関東地方整備局長
土 井 弘 次



特定
建設業の許可について（通知）

令和 2年 6月 23日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号	国土交通大臣 許可（特－ 2）第 9155 号
許可の有効期間	令和 2年 9月 12日から 令和 7年 9月 11日まで
建設業の種類	
土木工事業 鋼構造物工事業 水道施設工事業	とび・土工工事業 舗装工事業

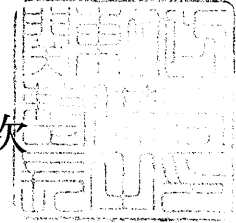
注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7年 8月 12日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

〒103-0001
東京都中央区
日本橋小伝馬町5-15
大亜ソイル（株）

令和 2年 9月 4日

豊島 徹 殿

関東地方整備局長
土 井 弘 次



特定
建設業の許可について（通知）

令和 2年 6月 23日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号	国土交通大臣 許可（特一 2）第 9155 号
許可の有効期間	令和 2年 9月 4日から 令和 7年 9月 3日まで
建設業の種類	
解体工事業	

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7年 8月 4日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)